



女性なんでも相談

対象 女性

相談内容 子育てに関する
こと 法律に関すること(セ
クハラ・離婚など法律的な問
題) 一般(健康・家族・職
場や近所での人間関係など)
相談日 子育て・一般/毎月
第2土曜日 法律・一般/毎
月第2火曜日 いずれも午後

1時～3時

法律相談は午後1時～4時
ところ 福祉文化会館(西町
二丁目)

予約受付 月～金曜日・午前
8時30分～(先着順)
申し込み先 企画課男女共同
参画室(☎20 3 1 6 6)

無料法律相談

とき 4月16日(火)午後1
時～4時
ところ 市役所本庁舎1階市
民相談室
定員 8人(先着順)
予約受付 4月5日(金)午
前8時30分～

申し込み先 まちづくり推進
課(☎20 3 1 5 8)

無料行政相談

とき 4月4日(木)・4
月30日(火)/午後1時30分
～4時 16日(火)/午後1
時～3時

ところ 4日/市役所市民
相談室 16日/さざんか会館
30日/トスク本店インフォ
メーションルーム
問い合わせ先 鳥取行政評価
事務所(☎24 5 5 4 1)

無料障害者相談

とき 毎週土曜日 午後1時

30分～4時

ところ さわやか会館1階相
談室(富安二丁目・さざんか
会館となり)

問い合わせ先 さわやか会館
(☎27 3 3 3 8)

人権困りごと相談

とき 毎月20日 午後1時～
4時

ところ さざんか会館
問い合わせ先 法務局人権擁
護課(☎22 2 1 9 1)

無料交通事故相談

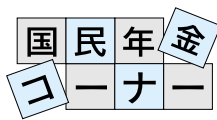
とき 毎週月・火・木・金曜
日 午前9時～午後4時

都合により休みの場合もあ
りますのでご確認ください
ところ 鳥取交通事故相談所
(東町・鳥取県庁議会議棟1階)
問い合わせ先 同相談所(☎
26 7 1 0 1)

無料交通事故相談

とき 平日の午前9時30分
から午後4時40分まで(土・日
曜日・祝日は休み)

ところ 鳥取自動車保険請求
相談センター(☎24 4 2 3 3)
弁護士による無料相談あり



4月から、平成14年度の
学生納付特例制度、保険料
免除制度の申請を受け付け
ます。なお、申請が遅れる
とその分、承認される期間が短くなりますので、
早めの手続きをお勧めします。

学生納付特例制度

申請すれば1年間保険料の支払いが猶予される制
度です。平成14年度からは、新たに夜間部・定時
制・通信制課程の学生も対象になります。

保険料免除制度

経済的な理由で保険料を納められない場合に、
申請し承認されると保険料が免除される制度です。
これまでの全額免除制度のほかに、4月からは新た
に半額免除制度が始まります。ただし、半額の保
険料を納めなかったときは未納期間となります。

平成14年度の学生納付特例と 保険料免除申請について

制度改正により、4月からは保険料を国に直接納
めることとなります。14年度の納付書は3月末頃
に社会保険庁(社会保険事務所)から届きます。
この納付書で全国のすべての金融機関、郵便局、
簡易郵便局で納められるようになります。

申請に必要なもの

学生納付特例制度	・在学証明書か学生証の写し(コピー) ・年金手帳 ・印鑑
保険料免除制度	・年金手帳 ・印鑑

問い合わせ先 保険年金課(☎20・3205)